



田辺市告示第212号

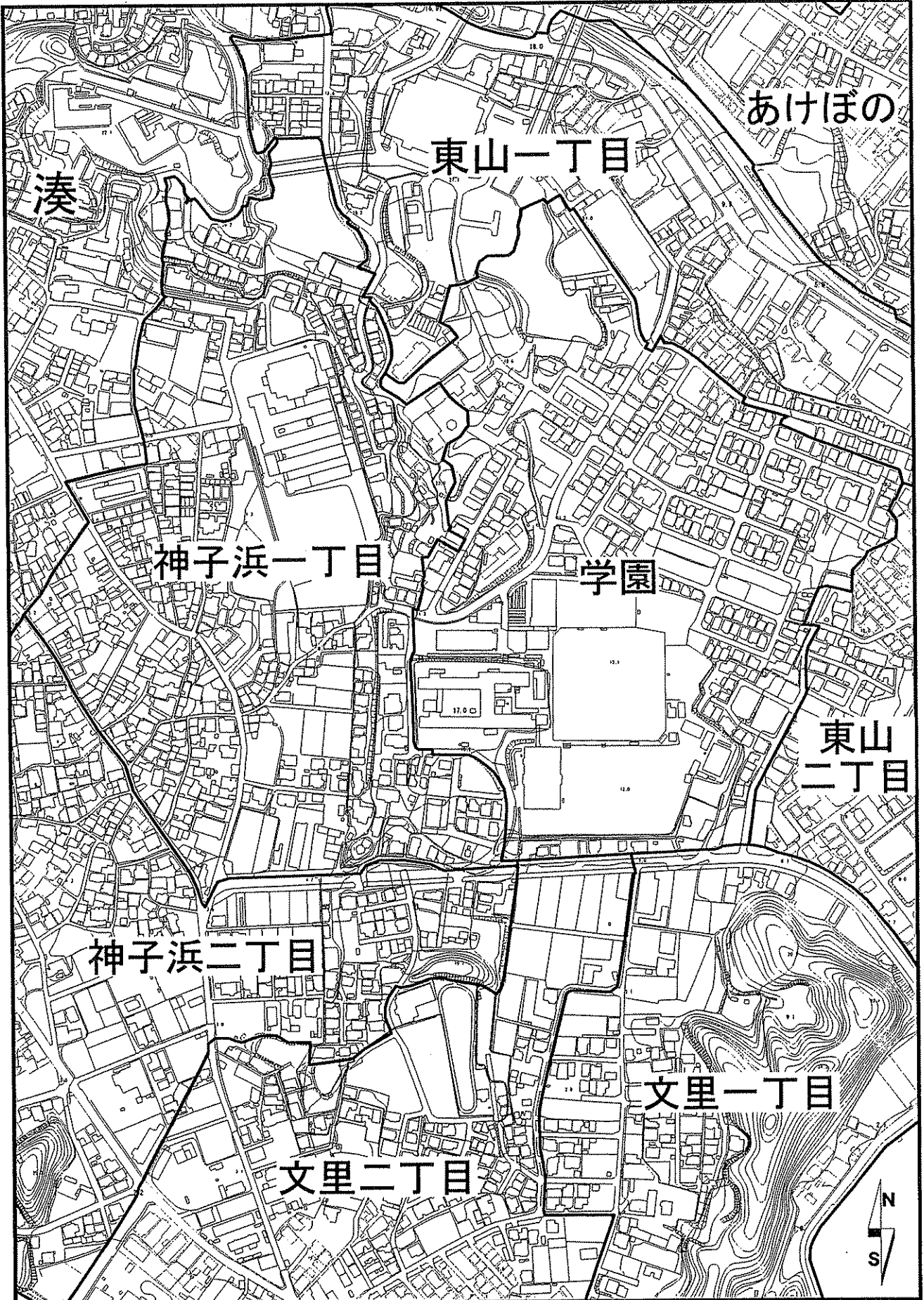
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の学園及び神子浜一丁目の町の区域を次のとおり変更するものとする。この町の区域の変更は、平成19年10月22日からその効力を生じるものとする。

平成19年10月15日

田辺市長 真砂 充 敏

記

別図1に示す田辺市神子浜一丁目の町の区域の一部を別図2のとおり田辺市学園へ編入する。



凡例  現在の町区域



凡例	■ ■ ■ ■	変更前の町区域	—————	変更後の町区域
----	---------	---------	-------	---------